

一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会規程

この規程は理事会で承認を得て平成 27 年 4 月 1 日より運用する。都度新たに規程を設ける場合及び更新する場合は理事会にて承認を得て改正及び変更する。

旅費規程

第 1 条 この規程は一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会の役員及び協会が任命した委員について支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- ・役員・委員・事務局員が県外での業務遂行については公共交通機関（特急指定券を含む）を利用し、業務遂行した場合、その実費を支払う。
- ・役員・委員が県内での業務遂行については、現状自家用車を利用し業務を遂行している事を踏まえ役員は一律 3,000 円（高速・有料道路・ガソリン代・駐車場代を含む）を支給する（但し総会は除く）・・・対象 役員 4 名
- ・委員は一律 2,000 円（高速・有料道路・ガソリン代・駐車場代を含む）を支給する。（但し総会・事務長会は除く）対象者 研修プロジェクトメンバー4 名・事務長会役員 3 名 計 7 名 また他に代表理事が認めた会議等に出席を依頼いた人に対しても委員と同等に支払いをする。
- ・事務局員には車が無いため、事務局員が自家用車を利用し業務遂行する場合は 1 ^{キロ}あたり @25 円を支給し、有料道路はその通行料を支払う。

慶弔規程

第 1 条 この規程は一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会に関する慶弔について定めることを目的とする。

- ・祝電・弔電を協会名で発電する場合、事務局・役員判断で決済できる。
- ・役員が協会を代表して慶事に出席する場合は 10,000 円から 30,000 円の祝い金を認める。交通費については旅費規程に準ずる。
- ・役員が協会を代表して弔事に出席する場合は 20,000 円を上限に香典を認める。
(花等 細部は会長の意見を聞いて決定する) 交通費については旅費規程に準ずる。

事務規程

第1条 この規程は一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会に関する事務所費について定めることを目的とする。

- ・協会事務所管理費（電気・コピー・TEL・FAX・用紙・場所代）一式として事務局施設に毎月 30,000 円を支払う。